［略］

α　次の算式によつて算定した数

算式

（D／B－1.219）×B×2.98＋（E／C－1.192）×C×0.18

（D／B－1.219）又は（E／C－1.192）が負数となるときは、それぞれ０とする。

［略］

２　前項の規定における調査期日現在の地方団体の区域がその年の四月一日現在の当該地方団体の区域と異なる場合においては、当該地方団体がその年の四月一日現在の区域をもつて存在していたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、人口、学級数、学校数、農家数並びに林業及び水産業の従業者数の算定方法については、第五条第二項第一号又は第四十九条第二項第八号、第九号、第十号、第十八号若しくは第十九号の規定を準用する。

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［略］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

イ、一〇五円に令和二年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　略］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（74,700円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.982－F＋G］×0.75

74,700円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（74,700円×α）×A及び｛（74,700円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［同左］

α　次の算式によつて算定した数

算式

（D／B－1.219）×B×2.97＋（E／C－1.192）×C×0.18

（D／B－1.219）又は（E／C－1.192）が負数となるときは、それぞれ０とする。

［同左］

２　前項の規定における調査期日現在の地方団体の区域がその年の四月一日現在の当該地方団体の区域と異なる場合においては、当該地方団体がその年の四月一日現在の区域をもつて存在していたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、人口、学級数、学校数、農家数並びに林業及び水産業の従業者数の算定方法については、第五条第二項第一号又は第四十九条第二項第八号、第九号、第十号、第十八号又は第十九号の規定を準用する。

（道府県民税の基準税額の算定方法）

第十八条　［同上］

２　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

イ、一〇九円に令和元年度の市町村税課税状況調の第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額

［二　同上］

３　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（78,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G］×0.75

（78,200円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（78,200円×α）×A及び｛（78,200円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式